

○福岡県警察サイバー事案対処能力検定実施要綱の制定について（通達）

令和元年 8 月 7 日

福岡県警察本部内訓第 2 3 号

本部長

（令 4 本部内訓 2 2 ・ 題名一部改正）

改正 令和 5 年 3 月 3 日本部内訓第 8 号

この度、福岡県警察サイバー犯罪捜査能力検定実施要綱の制定について（平成 2 3 年福岡県警察本部内訓第 1 7 号。以下「旧内訓」という。）の全部を下記のとおり改正し、8 月 7 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この内訓の施行の際現に旧内訓の規定に基づくサイバー犯罪捜査能力検定に合格している者はそれぞれこの内訓の規定に基づくサイバー犯罪等対処能力検定に合格した者と、この内訓の施行前に作成した旧内訓の規定による様式で現に使用しているものはそれぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

第 1 目的

この内訓は、福岡県警察におけるサイバー事案対処能力検定（以下「能力検定」という。）の効果的な実施に関し必要な事項を定め、福岡県警察の職員（以下「警察職員」という。）のサイバー事案への対処（以下「サイバー事案対処」という。）に関する能力を検定し、もってサイバー事案対処に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（令 4 本部内訓 2 2 ・ 本項一部改正）

第 2 能力検定の級位等

1 級位

能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行い、その対象となる知識及び技能は、別表第 1 の左欄に掲げる級位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

2 出題範囲

各級位の能力検定の出題範囲は、別表第 2 に定めるとおりとし、その細目については、生活安全部長が別に通知する。

3 難易度

各級位の能力検定におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識に係る問題の難易度は、次に掲げる級位の区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

（1） 初級 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が実施する IT パス

ポート試験と同程度の難易度

(2) 中級 機構が実施する基本情報技術者試験と同程度の難易度

(3) 上級 機構が実施する応用情報技術者試験以上の難易度

4 受検資格

能力検定の受験資格は、次に掲げる級位の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 初級 警察職員

(2) 中級 初級の能力検定に合格した者

(3) 上級 中級の能力検定に合格した者

第3 能力検定の実施等

1 生活安全部長は、初級及び中級の能力検定を実施し、当該能力検定の合格者を決定するものとする。

2 生活安全部長は、警察庁が上級の能力検定を実施するに当たっては、その実施に協力するものとする。

3 能力検定は、級位ごとに年1回以上実施するものとする。

4 能力検定は、筆記試験若しくは電子計算機その他の電子機器を利用した技能試験（以下「技能試験」という。）又はその両方により行う。

5 生活安全部長は、能力検定を実施するときは、その日時、場所その他必要な事項を所属（福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部特別遊撃隊、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

第4 受検者の報告

所属長は、第3の5の規定による通知を受けたときは、所属の警察職員に当該通知の内容を周知させた上、受検者を決定し、生活安全部長に報告するものとする。

第5 合格基準

能力検定は、70%以上の成績であることをもって合格とする。ただし、筆記試験及び技能試験の両方を実施するときは、それぞれ70%以上の成績であることをもって合格とする。

第6 特例合格

1 各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者は、次に掲げる級位の区分に応じ、それぞれに定める者とする。この場合において、当該者は、能力検定を行わずにそれぞれの能力検定に合格したものとする。

(1) 初級 次のいずれかに該当する者

ア 機構が実施する基本情報技術者試験、応用情報技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者（以下「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」という。）その他生活安全部長が別に通知する資格を取得している者であって、サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

イ 皇宮警察本部及び福岡県警察以外の都道府県警察（以下「都道府県警察等」という。）が実施した初級の能力検定に合格した者

（２） 中級 次のいずれかに該当する者

ア 機構が実施する応用情報技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者等その他生活安全部長が別に通知する資格を取得している者であって、サイバー事案対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

イ 都道府県警察等が実施した中級の能力検定に合格した者

（３） 上級 次のいずれかに該当する者

ア 検定実施日の３年前の年度当初から検定実施日までの間（以下「対象期間」という。）に情報処理安全確保支援士試験に合格した者等その他生活安全部長が別に通知する資格を取得している者であって、通算して５年以上、サイバー事案の捜査若しくは対策又はそれらの技術支援に係る業務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する者

イ 対象期間より前に情報処理安全確保支援士試験に合格した者等その他生活安全部長が別に通知する資格試験に合格した者であって、次のいずれにも該当する者

（ア） 次のいずれかに該当する者

ａ 対象期間に通算して１年以上、実務経験を有する者

ｂ 対象期間に１回以上、生活安全部長が別に通知するサイバー事案対処に係る講習等を受けている者

（イ） 通算して５年以上、実務経験を有する者

２ １の（２）及び（３）の規定により、中級又は上級の能力検定に合格した者は、当該能力検定の下位の能力検定に合格したものとする。

（令４本部内訓２２・本項一部改正）

第７ 結果の報告

生活安全部長は、能力検定を実施したときは、サイバー事案対処能力検定成績表（様式第１号）により警察本部長に報告するものとする。

(令 4 本部内訓 2 2 ・ 本項一部改正)

第 8 合格者の通知

生活安全部長は、能力検定の合格者については、サイバー事案対処能力検定合格者名簿（様式第 2 号）により当該合格者の属する所属の所属長に通知するものとする。

(令 4 本部内訓 2 2 ・ 本項一部改正)

第 9 定期講習等

- 1 上級の能力検定に合格した者は、合格した日の属する年度の翌年度から起算して 3 年ごとの期間内に 1 回以上、生活安全部長が別に通知するサイバー事案対処に係る講習等を受けるものとする。ただし、やむを得ない事由により当該講習等を受けることができなかったときは、当該事由がやんだ日から起算して 1 年以内に当該講習等を受けるものとする。
- 2 上級の能力検定に合格した者のうち、合格した日の属する年度の翌年度から起算して 3 年ごとの期間内に通算して、1 年以上実務経験を有する者については、上級の能力検定の対象となる知識及び技能を現に有すると認める者として、当該講習等を免除することができる。

(令 4 本部内訓 2 2 ・ 本項一部改正)

第 10 サイバー事案対処能力検定合格者台帳の作成及び更新

- 1 生活安全部長は、それぞれの級位に合格した者について、サイバー事案対処能力検定合格者台帳（様式第 3 号）を作成するものとする。
- 2 生活安全部長は、能力検定の合格者について、次に掲げる事由が生じたときは、サイバー事案対処能力検定合格者台帳の適宜更新を行い、常に能力検定に合格した者の人数等の実態を把握するものとする。

(1) 第 9 の 1 に規定する講習を受講しなかった場合であって、第 9 の 2 の規定による免除に該当しないとき。

(2) 異動、退職等により合格者の状況に変更が生じたとき。

(令 4 本部内訓 2 2 ・ 本項一部改正)

第 11 他の警察機関等の職員の能力検定

生活安全部長は、他の警察機関その他生活安全部長が適当と認める機関から能力検定の委託を受けたときは、この内訓を準用して能力検定を実施することができる。

第 12 関係書類の保存

生活安全部サイバー犯罪対策課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
-----	--------	------

サイバー事案対処能力検定合格者台帳	サイバー事案対処能力検定合格者台帳	継（用廃）
サイバー事案対処能力検定成績表	サイバー事案対処能力検定成績表	3年
サイバー事案対処能力検定合格者名簿	サイバー事案対処能力検定合格者名簿	用済後廃棄

（令4本部内訓22・本項一部改正）

別表第1（第2の1関係）

（令4本部内訓22・本別表一部改正）

級位	能力検定の対象となる知識及び技能
初級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識 2 サイバー事案対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの
中級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識 2 サイバー事案対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー事案対処に従事するために必要なもの
上級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する高度に専門的な知識 2 サイバー事案対処に関する高度に専門的な知識及び技能であって、他の警察職員に対し、サイバー事案対処に関する技術的助言を行うために必要なもの

別表第2（第2の2関係）

（令4本部内訓22・本別表一部改正）

出題範囲		初級	中級	上級
サイバー事案に関する知識	関係法令及び捜査手続に関すること。	○	○	○
	情報技術の解析の活用に関すること。		○	○
	痕跡等の追跡に関すること。		○	○
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	各種インターネットサービスに関すること。	○	○	○
	各種サーバ及びネットワークに関すること。		○	○
	各種ログに関すること。		○	○
	各種不正プログラムに関すること。		○	○
	情報セキュリティに関すること。	○	○	○

	情報セキュリティ対策に関すること。			○
	情報セキュリティ実装技術に関すること。			○
サイバー事案対処に関する知識及び技能	サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	○	○	○
	サイバー事案対処に従事するために必要なもの		○	○
	サイバー事案対処に関する技術的助言を行うために必要なもの			○

